

平成25年11月29日開会

平成25年11月徳島県議会定例会議案及び議案説明書

目 次

第 1 号	平成25年度徳島県一般会計補正予算（第3号）	1頁
第 2 号	平成25年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計補正予算（第2号）	5
第 3 号	徳島県固定資産評価審議会条例の一部改正について	7
第 4 号	職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正について	9
第 5 号	職員の退職手当に関する条例の一部改正について	11
第 6 号	徳島県行政財産使用料条例の一部改正について	17
第 7 号	徳島県男女共同参画推進条例の一部改正について	19
第 8 号	徳島県障害者施策推進協議会設置条例等の一部改正について	21
第 9 号	徳島県商工労働関係手数料条例の一部改正について	25
第 10 号	徳島県土地利用審査会条例の一部改正について	27
第 11 号	徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について	29
第 12 号	徳島県社会教育委員設置条例の全部改正について	31
第 13 号	警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部改正について	33
第 14 号	徳島県留置施設視察委員会条例の一部改正について	35
第 15 号	徳島県自動車運転免許試験場使用料条例の一部改正について	37
第 16 号	徳島県工業用水道事業料金等徴収条例の一部改正について	39
第 17 号	一般国道 195 号道路改築工事出合大橋上部工の請負契約について	41
第 18 号	当せん金付証券の発売について	43
第 19 号	徳島県立阿波十郎兵衛屋敷の指定管理者の指定について	45
第 20 号	徳島県立牟岐少年自然の家の指定管理者の指定について	47
報告第 1 号	訴えの提起に係る専決処分の報告について	49

報告第2号	損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	51頁
報告第3号	損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	53
補正予算説明		
1	平成25年度徳島県一般会計補正予算（第3号）説明書	57
(1)	歳入歳出補正予算（第3号）事項別明細書	57
1	総括	57
2	歳入	61
3	歳出	65
(2)	補正予算（第3号）債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書	75
2	平成25年度徳島県特別会計補正予算説明書総括表	77
(1)	平成25年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計補正予算（第2号）説明書	79

第 1 号

平成25年度徳島県一般会計補正予算（第3号）

平成25年度徳島県一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ487,907,835千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

平成25年11月29日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
12 繰 入 金		千円 93,939,844	千円 10,000	千円 93,949,844
	1 特別会計繰入金	56,413,866	10,000	56,423,866
13 繰 越 金		5,982,572	31,500	6,014,072
	1 繰越金	5,982,572	31,500	6,014,072
歳 入 合 計		487,866,335	41,500	487,907,835

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 37,837,428	千円 3,000	千円 37,840,428
	1 総務管理費	26,820,649	2,000	26,822,649
	2 企画費	4,088,029	1,000	4,089,029
3 民生費		58,797,833	2,000	58,799,833
	1 社会福祉費	42,738,172	2,000	42,740,172
7 商工費		59,203,988	10,000	59,213,988
	1 商業費	54,535,242	10,000	54,545,242
8 土木費		44,522,955	1,500	44,524,455
	6 住宅費	1,288,511	1,500	1,290,011
9 警察費		22,015,675	25,000	22,040,675
	1 警察管理費	19,949,039	25,000	19,974,039
歳出合計		487,866,335	41,500	487,907,835

第2表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
徳島県立阿波十郎兵衛屋敷の管理運営協定	自 平成26年度 至 平成28年度	85,224千円
徳島県立牟岐少年自然の家の管理運営協定	自 平成26年度 至 平成28年度	224,656千円

第 2 号 平成25年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成25年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113,217,651千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 25 年 11 月 29 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 中小企業・雇用対策事業収入		千円 113,196,651	千円 21,000	千円 113,217,651
	3 繰 入 金	56,816,600	10,000	56,826,600
	4 諸 収 入	56,376,851	11,000	56,387,851
歳 入	合 計	113,196,651	21,000	113,217,651

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中小企業・雇用対策事業費		千円 113,196,651	千円 21,000	千円 113,217,651
	1 中小企業・雇用対策事業費	113,196,651	21,000	113,217,651
歳 出	合 計	113,196,651	21,000	113,217,651

第三号

徳島県固定資産評価審議会条例の一部改正について

徳島県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年十一月二十九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例

徳島県固定資産評価審議会条例（昭和三十七年徳島県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四百一条の二第六項」を「第四百一条の二第五項」に改める。

第四条中「はかつて」を「諮つて」に改め、同条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（組織）

第二条 審議会は、委員十二人以内で組織する。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により地方税法の一部が改正されたことに伴い、徳島県固定資産評価審議会の委員の定数を条例で定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四号

職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正について

職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年十一月二十九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例

職員の高齢者部分休業に関する条例（平成十七年徳島県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「期間は、五年」を「年齢は、職員の定年等に関する条例（昭和五十九年徳島県条例第四十一号）第三条本文に規定する年齢（同条第一号に掲げる職員にあつては、同号に定める年齢）から五年を減じた年齢」に改め、同条に次の一項を加える。

- 3 法第二十六条の三第一項の規定により職員が申請をする場合において、当該申請において示す日は、前項に規定する年齢に達した日の属する年度の翌年度の四月一日以後の日でなければならない。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、高齢者部分休業の対象となる職員の年齢を条例で定める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第五号

職員の退職手当に関する条例の一部改正について

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年十一月二十九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年徳島県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「、給料の」を「、退職の日におけるその者の給料の」に、「給料月額」を「退職日給料月額」に改め、同条第二項中「優病とする。」の下に「以下この項、」を加え、「第五条第一項」を「第五条第一項第四号」に改め、「よらず」の下に「、かつ、第八条の三第五項に規定する認定を受けないで」を加え、「を含む」を「及び傷病によらず、地方公務員法第二十八条第一項第一号から第三号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第六条の四第四項において「自己都合等退職者」という」に、「その者が」を「自己都合等退職者が」に改める。

第四条第一項を次のように改める。

十一年以上二十五年未満の期間勤続した者であつて、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 職員の定年等に関する条例（昭五十九年徳島県条例第四十一号。以下「定年条例」という。）第二条の規定により退職した者（定年条例第四条第一項又は第二項の規定により引き続いて勤務した後退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者
 - 二 法律の規定に基づく任期を終えて退職した者
 - 三 その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が知事の承認を得たもの
 - 四 第八条の三第五項に規定する認定（同条第一項第一号に係るものに限る。）を受けて同条第八項第三号に規定する退職すべき期日に退職した者
- 第四条第二項中「死亡（」を「又は死亡（」に改め、「退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく」を削り、同条に次の一項を加える。

- 3 第一項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- 一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百二十五
- 二 十一年以上十五年以下の期間については、一年につき百分の百三十七・五
- 三 十六年以上二十四年以下の期間については、一年につき百分の二百

第五条の見出し中「整理退職等」を「二十五年以上勤続後の定年退職等」に改め、同条第一項を次のように改める。

次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 二十五年以上勤続し、定年条例第二条の規定により退職した者（定年条例第四条第一項又は第二項の規定により引き続き勤務した後退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者
- 二 地方公務員法第二十八条第一項第四号の規定による免職の処分を受けて退職した者
- 三 第八条の三第五項に規定する認定（同条第一項第二号に係るものに限る。）を受けて同条第八項第三号に規定する退職すべき期日に退職した者
- 四 公務上の傷病又は死亡により退職した者
- 五 二十五年以上勤続し、法律の規定に基づき任期を終えて退職した者
- 六 二十五年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続き勤務することを困難とする理由により退職した者で任命権者が知事の承認を得たもの
- 七 二十五年以上勤続し、第八条の三第五項に規定する認定（同条第一項第一号に係るものに限る。）を受けて同条第八項第三号に規定する退職すべき期日に退職した者

第五条第二項中「死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく」を「又は死亡により」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- 一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百五十
- 二 十一年以上二十五年以下の期間については、一年につき百分の百六十五
- 三 二十六年以上三十四年以下の期間については、一年につき百分の百八十
- 四 三十五年以上の期間については、一年につき百分の百五

第五条の二第二項中「若しくは同項第四号」を「同項第四号」に、「として退職した」を「若しくは第八条の二第一項に規定する特定一般地方独立行政法人等役員として退職した」に、「又は同項第四号」を「同項第四号」に、「となつたとき」を「又は第八条の二第一項に規定する特定一般地方独立行政法人等役員となつたとき」に改め、同項第四号中「特定一般地方独立行政法人等職員」を「特定一般地方独立行政法人職員」に改め、同項第十三号中「地方公務員等」を「地方公務員」に改め、同項中第十九号を第二十一号とし、第十八号の次に次の二号を加える。

十九 第八条の二第一項に規定する再び職員となつた者の同項に規定する特定一般地方独立行政法人等役員としての引き続きした左職期間

二十 第八条の二第二項に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等役員としての引き続きた在職期間

第五条の三の表以外の部分中「第五条第一項」を「第四条第一項第四号及び第五条第一項（第一号及び第五号を除く。）」に、「二十五年以上」を「二十年以上」に、「十年」を「十五年」に、「同項」を「第四条第一項、第五条第一項」に改め、同条の表読み替える規定の欄中「第五条第一項」を「第四条第一項及び第五条第一項」に改め、同表読み替える字句の欄中「百分の二」を「百分の三（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数が一年である職員にあつては、百分の二）」に改める。

第六条の三の表読み替える字句の欄中「百分の二」を「百分の三（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数が一年である職員にあつては、百分の二）」に改める。

第六条の四第二項中「第十九号」を「第二十一号」に改め、同条第四項第一号中「自己都合退職者（第三条第二項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）」を「自己都合等退職者」に改め、同項第二号から第五号までの規定中「自己都合退職者」を「自己都合等退職者」に改める。

第七条第四項第二号中「基準をいう。以下」を「基準をいう。第十九条第二項において」に、「地方独立行政法人法第五十五条」を「同法第八条第三項」に改め、「」に関する規程」の下に「又は退職手当の支給の基準（地方独立行政法人法第五十六条第一項において準用する同法第四十八条第二項又は同法第五十七条第二項に規定する基準をいう。）」を加える。

第八条の次に次の二条を加える。

（特定一般地方独立行政法人等役員として在職した後引き続き職員となつた者の在職期間の計算）

第八条の二 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き一般地方独立行政法人等で、当該一般地方独立行政法人等の退職手当に関する規程又は退職手当の支給の基準（地方独立行政法人法第五十六条第一項において準用する同法第四十八条第二項に規定する基準をいう。）において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、退職手当を支給されずに、引き続き当該一般地方独立行政法人等の役員となつた場合に、職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人等の役員としての勤続期間に通算することと定めているものの役員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定一般地方独立行政法人等役員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等役員として在職した後引き続き再び職員となつた者の第七条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続きた在職期間とみなす。

2 特定一般地方独立行政法人等役員が、一般地方独立行政法人等の要請に応じ、引き続き職員となるため退職し、かつ、引き続き職員となつた場合におけるその者の第七条第一項に規定する職員としての引き続きた在職期間には、その者の特定一般地方独立行政法人等役員としての引き続きた在職期間を含むものとする。

- 3 前二項の場合における特定一般地方独立行政法人等役員としての在職期間については、第七条（第四項及び第五項を除く。）の規定を準用して計算する。
（定年前に退職する意思を有する職員の募集等）

第八条の三 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であつて、次に掲げるものを行うことができる。

- 一 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、人事委員会規則で定める年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集
 - 二 職制の改廃又は勤務公署の移転を円滑に実施することを目的とし、当該職制又は勤務公署に属する職員を対象として行う募集
- 2 任命権者は、前項の規定による募集（以下この条において単に「募集」という。）を行うに当たつては、同項各号の別、第五項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間及び募集の期間その他当該募集に関し必要な事項であつて人事委員会規則で定めるものを記載した要項（以下この条において「募集実施要項」という。）を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。
- 3 次に掲げる者以外の職員は、人事委員会規則で定めるところにより、募集の期間中いつでも応募し、第八項第三号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。
- 一 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される者
 - 二 前項に規定する退職すべき期日又は同項に規定する退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者
 - 三 地方公務員法第二十九条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠つた場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者
- 4 前項の規定による応募（以下この条において単に「応募」という。）又は応募の取下げは職員の自発的な意思に委ねられるものであつて、任命権者は職員に対しこれらを強制してはならない。
- 5 任命権者は、応募をした職員（以下この条において「応募者」という。）について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定（以下この条において単に「認定」という。）をするものとする。
- 一 応募が募集実施要項又は第三項の規定に適合しない場合
 - 二 応募者が応募をした後地方公務員法第二十九条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠つた場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けた場合
 - 三 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - 四 応募者を引き続き職務に従事とせることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

- 6 任命権者は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、人事委員会規則で定めるところにより、その旨（認定をしない旨の決定をした場合においてはその理由を含む。）を応募者に書面により通知するものとする。
- 7 任命権者が募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行つた後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、人事委員会規則で定めるところにより、前項の規定により認定をした旨を通知した応募者に当該期日を書面により通知するものとする。
- 8 認定を受けた応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。
- 一 第十二条第一項各号のいずれかに該当するに至つたとき。
 - 二 第十九条第一項又は第二項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至つたとき。
 - 三 募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは前項の規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかつたとき（前二号に掲げるときを除く。）。
 - 四 地方公務員法第二十九条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分及び故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠つた場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたとき。
 - 五 第三項の規定により応募を取り下げたとき。
- 9 任命権者は、この条の規定による募集及び認定について、募集実施要項及び認定を受けた応募者の数を公表しなければならない。
- 第十九条に次の一項を加える。
- 5 職員が第八条の二第一項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等役員となつた場合又は同条第二項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等役員となつた場合においては、人事委員会規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。
- 附則第八項第一号中「日本電信電話株式会社法」を「日本電信電話株式会社等に関する法律」に改める。
- 附則第二十九項中「の期限若しくは同条第二項」を「又は第二項」に、「延長された期限の到来又は定年条例第五条第一項の任期若しくは同条第二項の規定により更新された任期の終了により」を「引き続いて勤務した後」に、「年齢五十年」を「又は年齢五十年」に、「その者の非違によることなく勸奨を受けて」を「、第四条第一項第三号の規定に該当する者若しくは第八条の三第五項に規定する認定を受けて同条第八項第三号に規定する退職すべき期日に」に改め、「又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第四条第二項及び第五条第二項の改正規定並びに附則第二十九項の改正規定（その者の非違によることな

く勲褒を受けて」を「、第四条第一項第三号の規定に該当する者若しくは第八条の二第五項に規定する認定を受けて同条第八項第三号に規定する退職すべき期日に」に改める部分を除く。）は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第五条の二第二項、第六条の四第二項、第八条の二及び第十九条第五項の規定は、平成二十四年三月三十一日からこの条例の施行の日の前日までの間に新条例第八条の二第二項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて同項に規定する特定一般地方独立行政法人等役員となった職員についても適用する。

（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 3 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年徳島県条例第九号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「第五項並びに」を「第五項、」に改め、「第三項まで」の下に「並びに第八条の二第二項及び第二項」を加え、「第十九号」を「第二十一号」に改める。

（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 前項の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第三項の規定は、附則第二項に規定する職員についても適用する。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

- 5 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年徳島県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項及び第十七条中「第五条第一項」を「第五条第一項第四号」に改める。

提案理由

国家公務員退職手当法の一部が改正され、国家公務員について早期退職者の募集及び認定の制度が導入されるとともに、定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例措置の見直しが行われたこと等に鑑み、本県の退職手当制度においても同様の措置を講ずる等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第六号

徳島県行政財産使用料条例の一部改正について

徳島県行政財産使用料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年十一月二十九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県行政財産使用料条例の一部を改正する条例

徳島県行政財産使用料条例（昭和三十九年徳島県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第七条ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 延滞金の額が千円未満であるとき。
- 二 知事が特別の事由によりやむを得ないものと認めたとき。

附則に次の見出し及び二項を加える。

（延滞金の割合等の特例）

- 3 当分の間、第七条に規定する延滞金の年十四・五パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年七・二パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とする。
- 4 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

附 則

- 1 この条例は、平成二十六年一月一日から施行する。
- 2 改正後の第七条第一号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に額が確定する延滞金について適用し、施行日前に額が確定した延滞金については、なお従前の例による。

3 改正後の附則第三項及び第四項の規定は、延滞金のうち施行日以後の期間に対応するものについて適用し、施行日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

提案理由

地方税法の一部が改正され、地方税に係る延滞金の割合が引き下げられたことに鑑み、行政財産の使用料に係る延滞金の割合に特例を設ける等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第七号

徳島県男女共同参画推進条例の一部改正について

徳島県男女共同参画推進条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年十一月二十九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県男女共同参画推進条例の一部を改正する条例

徳島県男女共同参画推進条例（平成十四年徳島県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第三項中「あつた者」の下に「並びに生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手及び当該関係にある相手であつた者」を加える。

附 則

この条例は、平成二十六年一月三日から施行する。

提案理由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部が改正されたことに鑑み、生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手等に対する暴力的行為を、性別による権利侵害として禁止される行為に追加する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第八号

徳島県障害者施策推進協議会設置条例等の一部改正について

徳島県障害者施策推進協議会設置条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年十一月二十九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県障害者施策推進協議会設置条例等の一部を改正する条例

(徳島県障害者施策推進協議会設置条例の一部改正)

第一条 徳島県障害者施策推進協議会設置条例(昭和四十七年徳島県条例第八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

徳島県障がい者施策推進協議会設置条例

第一条中「徳島県障害者施策推進協議会」を「徳島県障がい者施策推進協議会」に改める。

第四条第一項及び第二項中「障害者」を「障がい者」に改める。

(徳島県立障害者交流プラザの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第二条 徳島県立障害者交流プラザの設置及び管理に関する条例(平成十七年徳島県条例第七十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

徳島県立障がい者交流プラザの設置及び管理に関する条例

第一条中「障害者に」を「障がい者に」に、「障害者スポーツ」を「障がい者スポーツ」に、「障害者の」を「障がい者の」に、「徳島県立障害者交流プラザ」を「徳島県立障がい者交流プラザ」に改める。

第二条中「障害者交流センター」を「障がい者交流センター」に、「視聴覚障害者支援センター」を「視聴覚障がい者支援センター」に、「障害者スポーツセンター」を「障がい者スポーツセンター」に改める。

第三条第一項第二号中「障害者」を「障がい者」に改め、同条第二項第一号中「視覚障害者用」を「視覚障がい者用」に改め、同項第四号中「視覚障害者」

を「視覚障がい者」に改め、同項第五号中「聴覚障害者用」を「聴覚障がい者用」に改め、同項第七号及び第八号中「視聴覚障害者」を「視聴覚障がい者」に改め、同条第三項第二号及び第三号中「障害者スポーツ」を「障がい者スポーツ」に改める。

第七条中「障害者等」を「障がい者等」に改める。

(徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例の一部改正)

第三条 徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例(平成二十四年徳島県条例第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「障害者」を「障がい者」に改める。

(徳島県個人情報保護条例の一部改正)

第四条 徳島県個人情報保護条例(平成十四年徳島県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「身体障害」を「身体障がい」に改める。

(徳島県文化振興条例の一部改正)

第五条 徳島県文化振興条例(平成十七年徳島県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「障害者」を「障がい者」に改める。

(笑顔が踊るとくしま歯と口腔の健康づくり推進条例の一部改正)

第六条 笑顔が踊るとくしま歯と口腔の健康づくり推進条例(平成二十四年徳島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第十一条第七号中「障害者」を「障がい者」に改める。

(徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例の一部改正)

第七条 徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例(平成十九年徳島県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

前文中「はぐくんで」を「育んで」に、「障害」を「障がい」に、「すべて」を「全て」に改める。

第二条第一号中「障害」を「障がい」に、「すべて」を「全て」に改める。

(徳島県子どものはぐくみ条例の一部改正)

第八条 徳島県子どものはぐくみ条例(平成二十五年徳島県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第二十一条の見出し中「障害等」を「障がい等」に改め、同条中「の障害」を「の障がい」に、「身体障害」を「身体障がい」に、「知的障害」を「知的障がい」に、「精神障害」を「精神障がい」に、「発達障害」を「発達障がい」に、「障害等」を「障がい等」に改める。

(徳島県障害者の雇用の促進等に関する条例の一部改正)

第九条 徳島県障害者の雇用の促進等に関する条例(平成二十四年徳島県条例第六十二号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

徳島県障がい者の雇用の促進等に関する条例

前文中「障害者の」を「障がい者の」に、「障害者に」を「障がい者に」に、「障害者が」を「障がい者が」に、「障害者雇用関係団体」を「障がい者雇用関係団体」に改める。

第一条中「障害者の」を「障がい者の」に、「障害者雇用関係団体」を「障がい者雇用関係団体」に、「障害者が」を「障がい者が」に改める。

第二条第一号を次のように改める。

一 障がい者 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第二条第一号に規定する障害者をいう。

第二条第二号中「障害者」を「障がい者」に改め、同条第三号中「障害者雇用関係団体」を「障がい者雇用関係団体」に、「障害者の」を「障がい者の」に改める。

第三条中「障害者」を「障がい者」に改める。

第四条中「障害者の」を「障がい者の」に、「障害者雇用関係団体」を「障がい者雇用関係団体」に改める。

第五条中「障害者」を「障がい者」に改める。

第六条の見出し中「障害者雇用関係団体」を「障がい者雇用関係団体」に改め、同条中「障害者雇用関係団体」を「障がい者雇用関係団体」に、「障害者の」を「障がい者の」に改める。

第七条並びに第八条の見出し並びに同条第一項及び第二項第一号中「障害者」を「障がい者」に改める。

第九条中「障害」を「障がい」に改める。

第十条中「障害者」を「障がい者」に改める。

第十一条中「障害者が」を「障がい者が」に改める。

第十二条中「障害者を」を「障がい者を」に、「障害者の」を「障がい者の」に改める。

第十三条中「障害者」を「障がい者」に改める。

第十四条中「障害者の」を「障がい者の」に、「障害者雇用関係団体」を「障がい者雇用関係団体」に改める。

第十五条第一項及び附則第二項中「障害者」を「障がい者」に改める。

（もてなしの阿波とくしま観光基本条例の一部改正）

第十条 もてなしの阿波とくしま観光基本条例（平成二十一年徳島県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「障害者」を「障がい者」に、「すべて」を「全て」に改める。

(徳島県奨学金貸与条例の一部改正)

第十一条 徳島県奨学金貸与条例(平成十四年徳島県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第九条第二号中「障害」を「障がい」に改める。

(徳島県警察職員の特別ほう賞金の支給に関する条例の一部改正)

第十二条 徳島県警察職員の特別ほう賞金の支給に関する条例(昭和四十二年徳島県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「重度障害者特別ほう賞金」を「重度障がい者特別ほう賞金」に改める。

第三条中「重度障害」を「重度障がい」に改める。

第六条の見出しを「(重度障がい者特別ほう賞金)」に改め、同条中「重度障害者特別ほう賞金」を「重度障がい者特別ほう賞金」に、「重度障害の」を「重度障がいの」に改める。

別表第二中「重度障害者特別ほう賞金」を「重度障がい者特別ほう賞金」に、「重度障害の」を「重度障がいの」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年一月一日から施行する。

提案理由

障害者の人権に対する一層の配慮の必要性に鑑み、徳島県障害者施策推進協議会設置条例等における障害に関する用語の表記を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第九号

徳島県商工労働関係手数料条例の一部改正について

徳島県商工労働関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年十一月二十九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県商工労働関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県商工労働関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一中三十六の項を削り、三十七の項を三十六の項とする。

附 則

- 1 この条例は、旅券法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十九号）の施行の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に申請がなされている一般旅券の記載事項の訂正に係る手数料については、なお従前の例による。

提案理由

旅券法の一部が改正されたことに伴い、一般旅券の記載事項の訂正に係る手数料を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第十号

徳島県土地利用審査会条例の一部改正について

徳島県土地利用審査会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年十一月二十九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県土地利用審査会条例の一部を改正する条例

徳島県土地利用審査会条例（昭和四十九年徳島県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第五条を第六条とし、第二条から第四条までを一条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の一条を加える。

（組織）

第二条 審査会は、委員七人で組織する。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により国土利用計画法の一部が改正されたことに伴い、徳島県土地利用審査会の委員の定数を条例で定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第十一号

徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年十一月二十九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和三十五年徳島県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号チ中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改め、「規定する被害者」の下に「又は配偶者暴力防止等法第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者」を加え、同号チの(1)中「第三条第三項第三号」及び「第五条」の下に「(配偶者暴力防止等法第二十八条の二において準用する場合を含む。)」を加え、同号チの(2)中「第十条第一項」の下に「(配偶者暴力防止等法第二十八条の二において準用する場合を含む。)」を加える。

附 則

この条例は、平成二十六年一月三日から施行する。

提案理由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部が改正されたことに鑑み、生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手からの暴力を受けた者のうち一定の要件を満たすものについて、県営住宅の入居者資格を緩和する等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第十二号

徳島県社会教育委員設置条例の全部改正について

徳島県社会教育委員設置条例を次のように定める。

平成二十五年十一月二十九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県社会教育委員設置条例

徳島県社会教育委員設置条例（昭和二十四年徳島県条例第三十二号）の全部を改正する。

（設置）

第一条 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第十五条第一項の規定に基づき、徳島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、徳島県社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

（委員の委嘱の基準）

第二条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

（委員の定数及び任期）

第三条 委員の定数は、十五人とする。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（委任）

第四条 この条例に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により社会教育法の一部が改正されたことに伴い、徳島県社会教育委員の委嘱の基準を条例で定めるとともに、規定の整備合理化を図るため、徳島県社会教育委員設置条例の全部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第十三号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部改正について

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年十一月二十九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和二十九年徳島県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

表徳島県吉野川警察署の項の項名を「徳島県阿波吉野川警察署」に改め、同項中

吉野川市

を

吉野川市
阿波市

に改め、同表徳島県阿波警察署の項を削り、同表徳島県美馬警察署の項中

美馬市脇町、穴吹町及び木屋平

を

美馬市
美馬郡
三好郡東みよし町毛田一六二三番地から二六八一
番地まで及び四〇九五番地から四七七三番地まで
並びに中庄二九六五番地から四一七二番地まで

に改め、同表徳島県つるぎ警察署の項を削り、同表徳島県三好警察署の項中「徳島県つるぎ

警察署」を「徳島県美馬警察署」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(徳島県警察署協議会条例の一部改正)

2 徳島県警察署協議会条例(平成十三年徳島県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例(平成二十五年徳島県条例第 号。以下「一部改正条例」という。)の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において一部改正条例による改正前の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例(昭和二十九年徳島県条例第二十号)表に規定する警察署のうち次の表の上欄に掲げるものに置かれている協議会の委員に委嘱されている者は、施行日に、一部改正条例による改正後の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例表に規定する警察署のうちそれぞれ次の表の相当下欄に掲げるものに置かれている協議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる委員の任期は、第三条第二項及び第三項の規定にかかわらず、施行日の前日における委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

徳島県吉野川警察署	徳島県阿波吉野川警察署
徳島県阿波警察署	
徳島県美馬警察署	徳島県美馬警察署
徳島県つるぎ警察署	

提案理由

管轄区域内の治安の維持及び向上の必要性に鑑み、徳島県吉野川警察署及び徳島県阿波警察署の管轄区域並びに徳島県美馬警察署及び徳島県つるぎ警察署の管轄区域をそれぞれ統合するとともに、統合後の区域を管轄する警察署の名称及び位置を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第十四号

徳島県留置施設視察委員会条例の一部改正について

徳島県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年十一月二十九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県留置施設視察委員会条例の一部を改正する条例

徳島県留置施設視察委員会条例（平成十九年徳島県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十一条第六項」を「第二十一条第四項」に、「運営」を「委員の定数及び任期その他委員会の組織及び運営」に改める。

第三条を第四条とし、第二条を第三条とし、同条の前に次の一条を加える。

（委員の定数及び任期）

第二条 委員会は、委員四人で組織する。

- 委員の任期は、一年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 委員は、再任されることができる。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の一部が改正されたことに伴い、徳島県留置施設視察委員会の委員の定数及び任期を条例で定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第十五号

徳島県自動車運転免許試験場使用料条例の一部改正について

徳島県自動車運転免許試験場使用料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年十一月二十九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県自動車運転免許試験場使用料条例の一部を改正する条例

徳島県自動車運転免許試験場使用料条例（平成十九年徳島県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「五百二十円」を「六百円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年一月五日から施行する。

提案理由

徳島県自動車運転免許試験場を板野郡松茂町に新設することに伴い、使用料の額を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第十六号

徳島県工業用水道事業料金等徴収条例の一部改正について

徳島県工業用水道事業料金等徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年十一月二十九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県工業用水道事業料金等徴収条例の一部を改正する条例

徳島県工業用水道事業料金等徴収条例（昭和四十二年徳島県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第六条に次の一項を加える。

- 4 第二項の延滞金の額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
附則を附則第一項とし、附則に次の二項を加える。
- 2 当分の間、第六条第二項に規定する延滞金の年十四・五パーセントの割合及び年七・二五パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年七・一パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年十四・五パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・二五パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年七・二五パーセントの割合を超える場合には、年七・二五パーセントの割合）とする。
- 3 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、その計算の過程における金額に円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

附 則

- 1 この条例は、平成二十六年一月一日から施行する。
- 2 改正後の附則第二項及び第三項の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

提案理由

地方税法の一部が改正され、地方税に係る延滞金の割合が引き下げられたことに鑑み、工業用水の料金に係る延滞金の割合に特例を設ける等の必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。

第 17 号

一般国道 195 号道路改築工事出合大橋上部工の請負契約について

次のとおり工事の請負契約を締結する。

平成 25 年 11 月 29 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

1	工	事	名	道路改築工事			
2	路	線	名	一般国道195号			
3	工	事	箇	所	那賀郡那賀町平谷～日真 出合大橋上部工		
4	工		期	徳島県議会の議決のあった日の翌日から平成29年3月25日まで			
5	契	約	金	額	1,868,400,000円		
6	契	約	の	方	法	一般競争入札	
7	契	約	の	相	手	方	川田工業・アルス製作所・大久保産業道路改築工事出合大橋上部工事共同企業体
			代表構成員	富山県南砺市苗島4610番地			
				川田工業株式会社			
				代表取締役社長	川 田 忠 裕		
				代理人			
				香川県仲多度郡多度津町西港町17番地			
				川田工業株式会社四国営業所			
				所 長	片 山 信 彦		
			構 成 員	徳島県小松島市金磯町 8 番90号			
				株式会社 アルス製作所			
				代表取締役社長	坂 本 孝		

構 成 員 徳島市昭和町8丁目8番地
大久保産業株式会社
代 表 取 締 役 大久保 重 敏

提案理由

工事の請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 18 号

当せん金付証券の発売について

当せん金付証券法により，平成26年度中において証券を次のとおり発売することができる。

平成 25 年 11 月 29 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

発売総額 10,000,000千円以内

提案理由

当せん金付証券の発売について，当せん金付証券法第4条の規定により，その限度額について議決を経る必要がある。これが，この案件を提出する理由である。

第 19 号

徳島県立阿波十郎兵衛屋敷の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

平成 25 年 11 月 29 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 徳島県立阿波十郎兵衛屋敷 |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 徳島市藍場町二丁目14番地
徳島県立阿波十郎兵衛屋敷管理運營業務参加グループ |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 平成26年4月1日から平成29年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 20 号

徳島県立牟岐少年自然の家の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

平成 25 年 11 月 29 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- | | | |
|---|-----------|-----------------------------|
| 1 | 施 設 の 名 称 | 徳島県立牟岐少年自然の家 |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 徳島市一番町三丁目16番地の3
岡田企画株式会社 |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 平成26年4月1日から平成29年3月31日まで |

提案理由

指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

報告第1号

訴えの提起に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

平成25年11月29日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

訴えの提起について

徳島県営住宅の明け渡し等請求に関し，次のとおり訴えを提起する。

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

明け渡し等請求

住 所	氏 名	県営住宅 団 地 名	入居許可年月日	請求の趣旨	請 求 の 原 因		専決処分年月日
					滞 納 金 額	滞 納 期 間	
		石井曾我		家屋明け渡し及び損害金の支払い	円		平成25年11月5日
				連帯保証による損害金の支払い			

				家屋明け渡し及び連帯保証による損害の支払い				
				家屋明け渡し				
		大 麻		家屋明け渡し及び損害金の支払い			同	上

報告第2号

損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

平成25年11月29日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

交通事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
板野郡板野町在住 1名	円 2,115,889	平成25年3月11日	板野郡板野町地内	平成25年11月7日
板野郡松茂町在住 1名	110,000	平成25年8月14日	板野郡松茂町地内	平成25年11月7日
吉野川市在住 1名	16,644	平成25年9月9日	吉野川市地内	平成25年11月7日
板野郡藍住町在住 2名	1,279,815	平成25年6月4日	板野郡北島町地内	平成25年11月8日
板野郡板野町在住 1名	173,248	平成25年6月12日	板野郡藍住町地内	平成25年11月8日
板野郡藍住町在住 1名	188,115	平成25年7月10日	板野郡藍住町地内	平成25年11月8日
徳島市在住 1名	43,438	平成25年8月3日	鳴門市地内	平成25年11月8日

報告第3号

損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

平成25年11月29日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

道路事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
阿南市在住 1名	円 96,000	平成25年6月10日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	平成25年11月6日
徳島市在住 1名	24,000	平成25年6月26日	海部郡美波町地内 (県道阿南鷺敷日和佐線)	平成25年11月6日
吉野川市在住 1名	215,000	平成25年8月24日	徳島市地内 (県道徳島上那賀線)	平成25年11月6日
那賀郡那賀町在住 1名	105,000	平成25年8月25日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	平成25年11月6日

補 正 予 算 説 明 書

平成25年度徳島県一般会計補正予算（第3号）説明書

歳入歳出補正予算（第3号）事項別明細書

（単位 千円）

1 総括
（歳入）

款	補正前の額	補正額	計	頁
01 県 税	66,500,000	—	66,500,000	—
02 地方消費税清算金	14,787,000	—	14,787,000	—
03 地方譲与税	9,242,000	—	9,242,000	—
04 地方特例交付金	130,000	—	130,000	—
05 地方交付税	140,000,000	—	140,000,000	—
06 交通安全対策特別交付金	290,000	—	290,000	—
07 分担金及び負担金	1,138,255	—	1,138,255	—
08 使用料及び手数料	3,966,294	—	3,966,294	—

款	補正前の額	補正額	計	頁
09 国庫支出金	68,622,147	—	68,622,147	—
10 財産収入	863,716	—	863,716	—
11 寄附金	13,229	—	13,229	—
12 繰入金	93,939,844	10,000	93,949,844	61
13 繰越金	5,982,572	31,500	6,014,072	63
14 諸収入	13,869,278	—	13,869,278	—
15 県債	68,522,000	—	68,522,000	—
歳入合計	487,866,335	41,500	487,907,835	—

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				頁
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
01 議 会 費	980,433	—	980,433				—	
02 総 務 費	37,837,428	3,000	37,840,428				3,000	65
03 民 生 費	58,797,833	2,000	58,799,833				2,000	67
04 衛 生 費	27,355,264	—	27,355,264					—
05 労 働 費	6,948,236	—	6,948,236					—
06 農 林 水 産 業 費	32,998,795	—	32,998,795					—
07 商 工 費	59,203,988	10,000	59,213,988			10,000		69
08 土 木 費	44,522,955	1,500	44,524,455				1,500	71
09 警 察 費	22,015,675	25,000	22,040,675				25,000	73

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				頁
				特定財源			一般財源	
				国支出金	地方債	その他		
10 教育費	83,720,946	—	83,720,946					—
11 災害復旧費	9,799,682	—	9,799,682					—
12 公債費	86,995,123	—	86,995,123					—
13 諸支出金	16,539,977	—	16,539,977					—
14 予備費	150,000	—	150,000					—
財源振替	0	0	0			繰越金 31,500	△31,500	—
歳出合計	487,866,335	41,500	487,907,835			41,500	0	—

2 歳 入

(款) 12 繰 入 金

(項) 01 特別会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
02 中小企業・雇用対策事業 特別会計繰入金	56,065,600	10,000	56,075,600	01 中小企業・雇用 対策事業 特別会計繰入金	10,000	商工政策課 10,000
計	56,413,866	10,000	56,423,866			

(款) 13 繰 越 金

(項) 01 繰 越 金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
01 繰 越 金	5,982,572	31,500	6,014,072	01 繰 越 金	31,500	
計	5,982,572	31,500	6,014,072			

3 歳 出

(款) 02 総 務 費

(項) 01 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
13 消費者 行政推進費	97,823	2,000	99,823				2,000	11 需用費	1,468	1 消費者行政推進費 2,000
								12 役務費	32	
								14 使用料及び 賃借料	500	
計	26,820,649	2,000	26,822,649				2,000			

(項) 02 企 画 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
02 計画調査費	214,264	1,000	215,264				1,000	19 負担金、補助 及び交付金	1,000	1 広域交流連携推進費 生涯スポーツ国際総合競技大会準備費 負担金 1,000
計	4,088,029	1,000	4,089,029				1,000			

(款) 03 民 生 費

(項) 01 社会福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
01 社会福祉費 総務費	2,068,079	2,000	2,070,079				2,000	08 報 償 費	80	1 社会福祉振興対策費 2,000
								09 旅 費	10	
								11 需 用 費	1,700	
								12 役 務 費	10	
								13 委 託 料	200	
計	42,738,172	2,000	42,740,172				2,000			

(款) 07 商 工 費

(項) 01 商 業 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
01 商業総務費	52,900,330	10,000	52,910,330			繰入金 10,000		28 繰 出 金	10,000	1 中小企業・雇用対策事業特別会計へ繰出 10,000
計	54,535,242	10,000	54,545,242			10,000				

(款) 08 土 木 費

(項) 06 住 宅 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節 分		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
02 住宅建設費	877,016	1,500	878,516				1,500	13 委 託 料	1,500	1 木造住宅振興費 1,500
計	1,288,511	1,500	1,290,011				1,500			

(款) 09 警 察 費

(項) 01 警 察 管 理 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
02 警察本部費	17,521,389	25,000	17,546,389				25,000	11 需用費	11,861	1 管理運営費 25,000
								12 役務費	540	
								13 委託料	12,580	
								18 備品購入費	19	
計	19,949,039	25,000	19,974,039				25,000			

補正予算（第3号）債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

（当該年度提出に係る分）

事 項	限 度 額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	国支出金	地 方 債	そ の 他	
徳島県立阿波十郎兵衛屋敷の管理運営協定	千円 85,224		千円		千円 85,224	千円	千円	千円 939	千円 84,285
徳島県立牟岐少年自然の家の管理運営協定	224,656			自 平成26年度 至 平成28年度	224,656				224,656

平成25年度徳島県特別会計補正予算説明書

(単位 千円)

総括表

区 分	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				国支出金	地方債	その他
中小企業・雇用対策事業特別会計	113,196,651	21,000	113,217,651			21,000
合 計	253,850,158	21,000	253,871,158			21,000

平成25年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計補正予算（第2号）説明書

歳入歳出補正予算（第2号）事項別明細書

1 歳 入

(款) 01 中小企業・雇用対策事業収入

項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
03 繰 入 金	56,816,600	10,000	56,826,600			
01 一般会計繰入金	56,816,600	10,000	56,826,600	01 一般会計繰入金	10,000	
04 諸 収 入	56,376,851	11,000	56,387,851			
01 貸付金元利収入	56,376,101	11,000	56,387,101	01 中小企業・雇用 対策推進費 造成資金 貸付金元利収入	1,000	利子 1,000
				02 中小企業 振興資金 貸付金元利収入	10,000	元金 10,000
計	113,196,651	21,000	113,217,651			

2 歳 出

(款) 01 中小企業・雇用対策事業費

項 目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 分		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国支出金	地 方 債	そ の 他					
中小企業・ 01 雇用対策事業費	113,196, 651	21,000	113,217, 651			21,000					
中小企業 01 ・雇用対策事業費	113,196, 651	21,000	113,217, 651			繰入金 10,000 諸収入 11,000		08 報 償 費	750	1 中小企業振興資金貸付金	10,000
								09 旅 費	110	2 中小企業・雇用対策推進費	1,000
								11 需 用 費	90	3 一般会計へ繰出	10,000
								14 使用料及び 賃借料	50		
								21 貸 付 金	10,000		
								28 繰 出 金	10,000		
計	113,196, 651	21,000	113,217, 651			21,000					

